

VI 学校法人会計の特徴

学校法人会計の目的を企業会計と対比して説明します。

企業会計では、収益と費用、資産と負債のとらえ方を定義することで各事業年度の損益状況を正しく計算するとともに、財政状態すなわち資産、負債及び純資産の状態を知ることによって、より収益力を高め、財政的安全性を図ることを目的としています。

この企業会計を用いる一般の企業に対して学校法人は、学生生徒等の納付金や国民の税金を原資とした補助金及び善意の人々の浄財である寄付金によって経費を賄い、しかも、税制上の優遇を受けながら教育研究活動を行っているきわめて公共性の高い法人であり、収益の獲得を目的とすることはできません。

したがって、学校法人が用いる会計には損益の計算という概念はなく、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえることで法人の永続的發展に役立てることを目的としています。

また、省令としての「学校法人会計基準」は、私学財政の充実拡大を図り、補助金の効果や、税制優遇措置を有効ならしめることを目的としているともいえます。

学校法人会計で作成する書類は大きく分類すると「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」であり、それぞれの内容は以下の通りです。

①資金収支計算書

「学校法人会計基準」は、資金収支計算書の目的を当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにするとともに支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにすることと定めています。

②事業活動収支計算書

「学校法人会計基準」は、事業活動収支計算書の目的を「教育活動」、「教育活動以外の経常的な活動」、「それら以外の活動」に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応するすべての事業活動収入及び事業活動支出の均衡を明らかにすることと定めています。

③貸借対照表

貸借対照表とは、経営体の一定時点における財政状態を表すものであり、次の計算式で表すことができます。

$$\text{資産} = \text{負債} + \text{自己資金（基本金及び繰越消費収入（又は支出）超過額）}$$

④財産目録

財産目録とは、積極財産である資産と消極財産である負債の内容を明らかにし、差し引きとしての正味財産を表すものです。

⑤その他

学校法人は、教育に支障のない範囲で、寄附行為において収益事業を行う定めを設けることができます。この事業を収益事業といい、その会計は、学校会計の基準を適用せず一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って学校の会計とは切り離した別の会計により行うこととされています。このことにより寄附行為において収益事業を行うと定めている場合は、上記①～④の書類に収益事業にかかる貸借対照表及び損益計算書を添付する必要があります。